

地方独立行政法人香取おみがわ医療センターたな卸資産管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人おみがわ医療センター会計規程（以下「会計規程」という。）に基づき、地方独立行政法人おみがわ医療センター（以下「法人」という。）のたな卸資産の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(たな卸資産の範囲)

第2条 会計規程第42条に規定する「たな卸資産」とは、次に掲げるものであって材料費又は経費として処理されなかったもののうち貯蔵中のものをいう。

(1) 医薬品 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条に規定する医薬品であって投薬用薬品、注射用薬品（血液、プラズマを含む。）、検査用試薬、造影剤、外用薬等をいう。

(2) 診療材料 診療の用に供する消耗品（前号に掲げるものを除く。）であってカテーテル、縫合糸、酸素、ギプス粉、レントゲンフィルム、包帯、ガーゼ等をいう。

(3) 貯蔵品 医療用消耗器具備品、消耗器具備品、給食材料、燃料その他事務用品等の消耗品で在庫価額が10万円以上のものをいう。

(たな卸資産管理責任者)

第3条 たな卸資産管理責任者は、会計規程第6条に規定する経理責任者とする。

(たな卸資産管理責任者の責務)

第4条 たな卸資産管理責任者は、たな卸資産の受払い及びその保管について所属職員を指揮監督し、この規程に定めるところによりたな卸資産の管理の責に任ずるものとする。

2 たな卸資産管理責任者は、所管のたな卸資産に破損、盗難及び火災等の事故が発生することを防止し、必要な管理を常時行うとともに、適正な在庫量となるよう努めなければならない。

(受払い)

第5条 たな卸資産の受払いに係る担当部署は、医薬品については医療支援部、診療材料、医療用消耗器具備品、その他消耗品及び消耗器具備品については事務部とする。

2 たな卸資産の払出数量は、実地棚卸により確定された残存数量を期首たな卸数

量及び当期受入数量の合計から差し引く方法により把握するものとする。

(保管・管理)

第6条 たな卸資産については、常に品質の維持に留意し、紛失、毀損、盗難、変質等の防止に努め、また長期に滞留することのないよう管理を怠ってはならない。

2 取引先からの預かり品、修理品、返品された不良品については、法人のたな卸資産と明確に判別できるよう区別して保管するものとする。

(帳簿)

第7条 たな卸資産管理担当者は、たな卸資産を受け入れた場合は、納品書又はその他の証憑に基づいて振替伝票を発行しなければならない。

(不用品の処分)

第8条 たな卸資産管理責任者は、たな卸資産のうち不用となり、又は使用に耐えなくなったものを不用品として整理し、理事長の決裁を経てこれを売却しなければならない。ただし、買受人がないもの又は売却価格が売却に要する費用の額に達しないものその他売却することが不相当と認められるものについては、理事長の決裁を経て廃棄することができる。

2 前項の規定により不用品としたものについては、不用品の一覧表を作成し、速やかに売却又は廃棄を行うものとする。ただし、売却又は廃棄までの間は、たな卸資産と区別して管理するものとする。

3 第1項の規定により不用品を廃棄したときは、たな卸資産管理責任者は直ちに振替伝票を発行しなければならない。

(実地棚卸)

第9条 期末決算における決算期の最終日を基準日として、実地棚卸を行わなくてはならない。ただし、この規定にかかわらず、必要と認められる場合には臨時に実地棚卸を実施することができる。この場合の基準日としては適切と考えられる日を選ぶものとする。

2 実地棚卸は、たな卸資産の在庫の数量を実際に数えた上で、たな卸表にその数量をたな卸表に記録し集計する方法により行うものとする。

3 実地棚卸の結果たな卸資産の数量に過不足があることを発見した場合は、たな卸資産管理責任者は、その差異の原因を調査した上で、その結果を理事長に報告

しなければならない。

4 前条第1項の規定により実地棚卸を行う場合は、たな卸資産管理責任者は、理事長の指定するたな卸資産の受払いに関係のない職員を立ち合わせなければならない。

(たな卸修正)

第10条 たな卸資産管理責任者は、実地棚卸の結果、総勘定元帳兼内訳簿の残高がたな卸資産の現在高と一致しないときは、たな卸表に基づき振替伝票を発行し、理事長の決裁を受けてこれを修正しなければならない。

(評価基準・評価方法)

第11条 たな卸資産の価額の評価は先入先出法によるものとする。なお、先入先出法により難しい場合には、最終仕入原価法によるものとする。

(取得価額)

第12条 たな卸資産の取得価額は、次によるものとする。

(1) 購入によるものは、購入価額に付帯費用を加算した価額

(2) 試作品、仕損品、副産物等は、適正な見積価額

2 次に掲げるものは、取得価額に加算しないものとする。

(1) 不動産取得税

(2) 固定資産税及び都市計画税

(3) 登録免許税その他登記・登録費用

(4) 借入金の利子

(5) 買入事務、検収、整理、選別費用

(6) 検査、検定費用

(7) 事業税

(評価損の計上)

第13条 たな卸資産に紛失、毀損、盗難、変質、陳腐化などが発生している場合又は長期間滞留している場合には、たな卸資産管理責任者は、評価損の必要性を検討しなくてはならない。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年5月29日 独香管規程第16号)

この規程は、公布の日から施行する。